

公 示

令和2年10月29日に開催された理事会において、次の会員について会則第26条第1項の処分が決定されましたので、会則施行規則第33条第6項により公示します。

被処分者 山本 直人 会員（函館支部）

処分年月日 令和2年11月19日

処分内容 廃業の勧告（会員の権利の停止を含む。）
（北海道行政書士会会則第26条第1項第3号）

処分理由 被処分者が締結した「任意代理（財産管理等委任）及び死後事務委任契約」に関して、契約の相手方との契約締結に至る手続きに不適切さが認められることや契約に基づく受任事務に履行懈怠が認められること、さらには相手方の預金から多額の金銭を着服して生活費や事務職員の給与に充てるなど業務上横領の容疑で逮捕された。よって、行政書士法第10条に違反。

また、登録名簿上の行政書士事務所と異なる所在地にて、変更登録の手続きを行うことなく、相当期間にわたって事実上の行政書士事務所を開設して業務活動を行っていた。よって、行政書士法第6条の4に違反。